

## 卵選別包装業者届出事項変更届 審査基準

### 【事務の根拠、届出事項等】

食品製造業等取締条例（以下「条例」という。）第五条の五第二項

卵選別包装業者は、前項第一号又は第三号に掲げる事項その他規則で定める事項に変更を生じたときは、その事由の生じた日から十日以内に知事に届け出なければならない。

### 【届書様式】

食品製造業等取締条例施行規則（以下「規則」という。）第七条の二

条例第五条の五第二項の規定による届出は、別記第十号様式の四による届書による。

### 参考条項

条例第五条の五

卵選別包装業者は、営業を開始したときは、その日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に、東京都規則で定める書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- 一 住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 二 営業所の所在地
- 三 営業所の名称、屋号又は商号
- 四 営業を開始した年月日
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

年 月 日

殿

郵便番号

住 所

卵選別包装業者

電話番号

フリガナ

氏 名

年 月 日生

法人の場合は、その名称、  
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

卵選別包装業者届出事項変更届

下記のとおり

住所・氏名

営業所の名称、屋号又は商号

を変更したので、

食品製造業等取締条例第 5 条の 5 第 2 項の規定により届け出ます。

記

営業所の所在地		
営業所の名称等		
変更年月日	年 月 日	
変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	

(注意) 変更事項を明らかにする関係書類を添付してください。